

定 款

東京窯業株式会社

東京窯業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、東京窯業株式会社と称する。

2. 本会社の英文名はTYK CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 耐火煉瓦並びに不定形耐火物の製造及び販売
- (2) ファインセラミックス並びにセラミックス金属複合材の製造及び販売
- (3) 陶磁器並びに建材の製造及び販売
- (4) 産業廃棄物の有効利用技術の開発とこれから得られる各種材料の販売
- (5) 前各号の生産技術に関するノウハウの販売並びに前各号に関連する工業材料の採掘及び販売
- (6) 計測、検出及び制御に関する電子機器・装置の製造及び販売
- (7) 廃ガス、廃水中の有害物質除去装置並びに除去処理剤の製造及び販売
- (8) 脱臭触媒並びに脱臭装置の製造及び販売
- (9) 飲料用水の浄化装置並びに浄化機器の製造及び販売
- (10) 学習塾、書店及び飲食店の経営
- (11) 各種娯楽、スポーツ施設の経営及び貸与
- (12) 養鶏業、畜産業及び畜産品加工業
- (13) 畜産品、畜産加工品及び食料品の販売
- (14) プレハブ住宅(組立住宅)、家具、室内装飾品、日用品雑貨の輸出入及び販売
- (15) 酒類及び清涼飲料水の輸出入及び販売
- (16) 建築工事業
- (17) 造園・煉瓦・タイル工事の設計並びに施工
- (18) 農産物の栽培及び農産品加工業
- (19) 不動産の賃貸
- (20) 産業及び一般廃棄物処理装置及びこれに関連する機器の設計、施工、監理並びに製作及び販売
- (21) 産業及び一般廃棄物処理及び再資源化並びに建築資材等の再生品の販売
- (22) 前各号の事業を遂行するため必要又は有利な業務並びに投資

(本 店)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(公 告)

第4条 本会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつ

て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は181,908千株とする。

(単元株式数)

第6条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 本会社の株式は、株主取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 本会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株式に関する取扱い並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要がある場合これを招集する。
3. 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。
取締役会長および取締役社長が差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 本公司の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役会長および取締役社長が差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本公司の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事は、その経過及び結果を議事録に記載し、議長及び出席取締役が記名捺印する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 本公司の取締役は、9名以内とする。

2. 取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の資格)

第20条 本会社の取締役は、日本国籍を有するものに限る。

ただし、本会社の従業員が取締役に選任される場合はこの限りでない。

(選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

ただし、その選任については、議決権行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役名誉会長1名、取締役会長1名、取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。

2. 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって、前項の取締役中から選定する。

(取締役会)

第24条 本会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役会長および取締役社長が差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。

ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 本会社は、社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

- 第29条 本会社は、5名以内の監査役を置く。
2. 監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(選 任)

- 第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。
- ただし、その選任については、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤監査役)

- 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会)

- 第33条 本会社は、監査役会を置く。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。
- ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

- 第35条 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

- 第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
2. 本会社は、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人)

- 第37条 本会社は、会計監査人を置く。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第40条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月29日改正